

2007年1月25日
社団法人 全国保育士養成協議会

「保育所保育指針の見直し」に関して

1. 保育所保育指針の告示化、性格の明確化

・基本的には告示化すべき

これまで、幼稚園教育要領は告示であり、保育所保育指針は通知（ガイドライン）であったが、現在の保育を取り巻く状況は、「認定こども園」の創設に見られるように、子どもの保育を一体的に捉える方向もでてきており、保育所における保育指針も通知（ガイドライン）のレベルから告示のレベルにすべきである。

・指針の内容の簡素化、大綱化

告示化の根拠規定が「児童福祉施設最低基準第35条」によるとなっている。このことは、行政による監査の対象となることが想定されることから、告示する指針の内容の簡素化、大綱化をはかることにより、各保育所における保育の独自性、特色を尊重すべきである。

・性格の明確化

指針を「保育内容に関する事項」、「保育内容に関連する保育所の運営に関する事項」を総合的に規定して、明確化を図ることについては、保育士養成課程における教授の視点からも賛成である。

2. 養護及び幼児教育の充実、小学校との連携強化

・0歳～6歳までの子どもの発達の連続性を踏まえて、現行の「家庭養育の補完」を含めて、就学前の保育の定義をより明確にした上でその充実を図るべきである。その際、早期からの家庭生活や家族への介入の原理を説明するとともに、発達の原理として、感覚、情緒、認知の発達が分かるような記述をいれることが望ましい。

・小学校就学にあたって、基本的には、保育所からの小学校への情報提供がなされるべきである。特に配慮を必要とする子どもの場合のように、その一人の子どもに対する連続した支援を、家庭及び関係機関との連携の下に社会的に保障する観点からも必要であると思われる。

3. 地域の子育て支援の拠点としての保育所の機能の強化

・近年の子育て環境の変化を踏まえて、保育所が、地域の子育て支援の拠点としての役割を担うことについては賛成である。保育士の業務として、保育所における保育と親への支援が位置づけられてもいる。したがって重要なことはこ

のような役割を保育所及び保育士がより実のあるものとして果たすことができるような方策を講ずることである。（一方で、現行の保育士養成課程は2年間が基礎となっており、この2年間で、子どもの保育と親への支援の機能、すなわちソーシャルワーク的機能を教授すること、その基礎を固めることが十分にできるかについては、保育士養成のあり方とも密接に関係してくるものであり、今後の検討課題である。）

4. 児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の充実

- ・児童虐待、特に配慮を要する児童に対する保育、食育、個人情報保護、健康
- ・安全対応など、今日の児童福祉政策の展開を踏まえたものを、指針の中により積極的に位置づけるべきである。例えば、障害児（主として発達障害児）への発達支援およびインクルージョン或いはポストノーマライゼーションへの配慮の記述を行うことなど。

5. 保育士の資質向上や保育内容の改善の取組を促す評価の仕組み

- ・保育サービスの質の向上を図るためには、保育所の運営・経営にあたる者及び保育士の質の向上のための各種研修の充実化は必須のものである。指針の中にも、これまでもまして、より積極的に位置づけるべきである。

- ・保育サービスの質の向上を図るための今ひとつの重要な点は、各保育所が提供している保育サービスの質の評価、すなわち各保育所による自己評価と専門家などの第三者による評価である。指針の中にも積極的に位置づけることを希望する。

6. その他

・時代認識

今という時代の子育て支援のあるべき姿は、時代は異なっても人類の文化、国の文化の継承が必要である。そのための国のリーダーのいう「美しい国造り」を達成目標とした保育所として出来る社会性保育のあるべき内容について精査を行うこと。

・補足事項

①児童福祉法に基づく保育所や保育士のなすべきことを明記すること。

②認定子ども園制度の発足により、幼稚園と保育所の融和に関する理論的な説明を行うこと。

③保育観の基盤として人間の生きる力の支援として何が出来るかを考え整理して記述すること。

④特に言語と社会性（人間関係）に関する保育士としての教育観を明示すること。

⑤幼児教育原理として、子どもの主体性を尊重し、知識偏重ではなく「考える力」育てることを協調して欲しい。